

平成27年(2015年)4月21日

於：水道部第2別館 研修室

議事録(大要)

【出席者】北詰委員、近藤委員、小川委員、岩崎委員、岩橋委員、太田委員

亀山委員、中野委員、永田委員、橋本委員

【欠席者】鎌苅委員、大川委員、木田委員、田口委員、藤木委員

【傍聴者】なし

議事

1. 建設改良費とその財源について

- ・料金体系と基本料金の割合について
- ・基本料金の割合を変化させた場合の体系別事例

2. その他

事務局 ただいまより、第10次経営審議会第6回の会議を開催いただきしたいと思います。

本日の傍聴希望の方はおられません。それでは会長、議事の進行の方よろしく願います。

会長 会長の北詰でございます。皆様、お忙しい中お越しをいただきまして、ありがとうございます。

この春はずっと雨が続きまして、桜の満開時期にも良い姿が見られなかったのじゃないかという気がします。また今日のように晴れましたら意外と寒くて、油断をしますと皆さんお風邪を召されるのではないかと心配いたします。

今年度も始まりまして、審議会としては既に6回目を迎えるわけですが、より複雑で少し理解するのに努力が必要なテーマにだんだんなっただけでまいりました。今日も難しい内容になるのですが、水道部の方に丁寧に説明をしていただき、皆様のご意見をいただきしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、水道事業管理者よりご挨拶を受けたいと思います。

管理者 (挨拶)

会長 ありがとうございました。それでは管理者のご挨拶にもありましたように、水道部では機構改革とそれに伴う職員の異動がありましたので、部長からご説明願います。

部長 (説明と職員紹介)

会長 はい、ありがとうございました。こういう新しい体制で、我々審議会の委員とともにより良い水道事業ということで進めてまいりたいと思いますので、皆様よろしく願います。

そうしましたら議事に入りたいと思います。本日は建設改良費と財源についてという大きな議事がありまして、それが細かく二つに分かれております。従いましてその二つ、すなわち料金体系と基本料金の割合といったものとその割合を変化させた時の体系別の事例ということでお話をいただきますが、まずは議論のポイントについて事務局から説明をお願いします。

事務局（説明）

会長 ありがとうございます。それでは引き続きまして、次のテーマである料金体系と基本料金の割合について説明をお願いします。

事務局（説明）

会長 はい、ありがとうございます。ここで一旦、議論、質疑応答の時間にしたいと思います。考え方だけのところですので、分かりにくいところもたくさんあるかと思います。基本的なところも含め、質問していただければと思います。また、説明をしていただいた部分、二つが違うテーマですので、まず前半部分すなわち、今の料金体系は用途別だけれども現状を見るとそれほど用途の意味を持っているように見えないので、口径別にして負担割合の客観性が高く、かつ公平性が担保できるような体系にしてみようではないかというのが事務局の説明でしたが、まずこの部分についてお話を伺いたいと思います。分からない部分の質問とかご意見がありましたら、よろしく願いいたします。

委員 難しくてよく分からないのですが、この用途別の中にも小口用とか一般専用とかいろいろありますけれど、この中でも口径別に分かれているということなのでしょう。

事務局 資料2 - 3をご覧くださいと思います。この資料の中段の表ですが、小口専用の段の右側の適用範囲のところに「メーター口径が13mmで、他の用途に当てはまらないものに適用する。」とあります。また一般専用では「20mm以上」と一括りになっていますように、口径の考え方があるというのは小口専用の13mmだけということになっているのが現状です。

会長 現状はわずかに口径の考え方が入りつつも、基本は用途別ということですか。事務局が新しく提案しているのは本格的に口径別にしましょうということですか。

委員 ちょっと質問ですが、基本料金割合を高めると水道の経営的には安定するということですか。でもあまり水を使われていない一般家庭にとっては、料金的には上がるようになりますということではないのですか。

事務局 今委員からご指摘があり、まさにそのとおりなのですが、そのお話につきましては最後のシミュレーションのところでご議論をいただこうと考えております。この前段では基本的な考え方がこういうものかというご理解をまずしていただきたいということでございます。その辺りのご理解を深めていただければと思います。

委員 水道部としては原水を安心して飲めるような水道水にして、各家庭に供給していくという作業をするわけで、それに要した費用は当然水道料金で賄わなければならないのだから、経営を安定させていくためには基本料金と従量料金のどちらにどれだけ比重をかけていけば良いのかというこ

とかと思います。ただこれからどんどん核家族化が進み少量使用が多くなっていく傾向なので、基本料金への比重が大きくなるとするとその分影響が出てくるということだと思います。我々は資料等で情報提供してもらった上で説明も受けているので、ああそうかと分かるけれども一般の人たちには難しいだろうと思われるので、どう伝えられるかということをしっかりと考えていかないといけないと思います。

副 会 長 それで次の段階になるのかと思いますが、今回の議論は料金体系の考え方の中で、吹田市は現在用途別で料金を決めています、全国的には口径別の方に移行しているという実態があるので、そちらの方に体系を切り替えて料金を考えたらどうなるのかということが一つ、それから次に説明がありましたのは費用全体の9割ぐらゐを占める固定費の部分、これをすべて基本料金に反映できれば良いのですが、実際は2割程度しか見ていないのでそれをもう少し実態に合わせていきたいということで、これが二点目の議論です。我々はここでいろいろな議論をしているので少しは分かってくるのですが、その辺りをもう少し分かりやすくしないと、今委員が言われたように一般の方が聞いた時に分かりづらいと思いますので、「すいどうにゅーす」やいろいろなPRの中で説明をしていくことが重要になります。今後、市民の方々に理解していただけるよう努力していただきたいと思います。

委 員 お聞きしたいのですが、口径別とか用途別というのは水道部が決めるのですか。

会 長 料金改定の内容の一つになりますが、見直し案をどうするかは水道部が決めることです。我々審議会はそれについて意見を述べるということになります。

委 員 口径の大きさによって料金が違うということですね。そこで我が家にきている水道管の口径がどれくらいのものなのか知りたいのと、なぜ口径がこんなにいろいろ違うのかが疑問です。一般の住宅ならこれくらいの口径の大きさで、工場ならこれくらいの大きさになるというのは水道部で決められるのですか。

会 長 それはとても重要なお話で、例えば普通の庭付き1戸建てでご家族が3人ないし4人のおうちだったら、どれくらいの口径がきているのでしょうか。

事 務 局 通常のお宅でしたら蛇口が10栓程度だと思いますが、この場合20mmになります。昔ですと家の規模も小さいものが多く、お風呂も公衆浴場を利用されるということで13mmも多くありましたが、現在では20mmが多いということになります。また、二世帯住宅などでたくさん水栓があるところでしたら、25mmを使っていたいております。

会 長 普通にお住まいの方であれば大概20mmで、自分で口径を決められずに水道部が勝手に決めて、知らない間に基本料金が上がっているということではないということですね。ただ例えば二世帯住宅で25mm口径が入っているのに、現在実態としてお一人とかお二人しか住んでおられなかった場合はちょっと損をされますね。

委 員 水道部としてはそういう実態は分かりませんものね。

会 長 こういうところが電気の契約と違うところですよ。電気は一応、ある程度自分で決めら

れますから。

副会長 水道も加入するときに蛇口が何栓かということを決めて、業者さんが施主さんの代わりに水道部の方に申し込みをされますので、水道部が勝手に決めるということではありません。

委員 こういうことがあること自体も全く知りませんでしたし、その口径の大きさによって料金が変わるという口径別料金体系というのがあまりピンときませんでした。

会長 その辺りを分かりやすく説明しましょうというのは、ご指摘のとおりだと思います。この表を見せられると何か知らない間に、基本料金がポンと上がるのではないかと感じてしまいますものね。そういうわけではないということは十分に説明しないとイケませんね。

委員 全く観点が違うのですが、水道料金は請求が2か月毎になっていますが電気料金やガス料金のように1か月ごとにはならないのでしょうか。

事務局 現在、市域を約半分に分けて奇数月、偶数月で検針を行っております。これを1か月で行おうとすれば単純に倍の人数が必要になるということで、経費の節減という意味もあるということでございます。

会長 今日のご意見を伺うということで、まず用途別から口径別にシフトしていこうという水道部からのご提案ですけれども、ちょっと一般の人にはなじみにくいということ、変えるにしても説明を丁寧にする必要があるということが大きなご指摘であったと思います。

もう一つご提案のありました基本料金と従量料金の比率ですが、現行基本料金の比率が本来基本料金が担うべき固定費と比べ異なった実態となっているということで、30対70にするかどうかは別として、より基本料金の比率を実態に合わせたかたちに変えていきたいというお話でした。益々、分かりにくいかもしれませんが、質問、ご意見がありましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。

水需要が少なくなっていくので、少ない水需要で基本的な支出を賄おうとするとだんだん無理が出てくるということですね。同じものをだんだん増えていくもので補うのであれば一人あたりの負担は減るのですが、今水需要が減っていくわけですから、減っていく水需要当りの部分は上がっていくということです。逆に言えば従量料金の方を少し変化させていくと、ダメージが急に大きくなってしまふということを意味しているので、そのダメージができるだけ小さくなるような体系にしていきたい、それが「継続的に安定して」という表現で語られている内容だと思います。この辺はよろしゅうございますか。

副会長 先程、口径別と用途別というところで口径別にシフトしていきたいということでしたが、そうしたら今の現状で、口径別に変えたときに用途別と比較して料金がどう変わるのかということをお知らせしたいのではないかと思います。それで急にばあっと上がるのではと思っておられる可能性があるのではないのでしょうか。口径別に変えることによって個々の料金がどう変わるのか、そう変わらないのですよというようなことが示されていないので、不安に思われているのではな

いかと思います。

委員 口径別になぜ変えていく必要があるのかという問題で、資料にある他市の例を見ると基本料金でもばらつきがあります。その中でどこの市がどんな状態で健全な運営ができてきているのか、できていないのかというような問題もあるかと思います。吹田は基本料金そのものが低いのですから、その基本料金をどうしても上げていきたいという話ならもっと分かりやすいのですが、それを口径別に変えても料金はそう上がりませんが口径別体系にした方がいいんですと言われても、本当にいいのかなと思ってしまいます。水道料金として増収にならなくてもいいのかなと個人的には疑問に思っています。需要がどれくらいあるのか分かりませんが、その需要が変わらないと仮定して、その中で収益が増える方向での料金体系を考えるということであれば、単に口径別に変えるだけでいいのだろうかという疑問が出てきます。

委員 今のお話に付け加えてということになりますが、用途別から口径別にする必然性みたいなところがいまいよく分からないのです。要するに基本料金と従量料金の比率を変えれば、今の用途別料金体系でも安定的な収入を確保するという意味では同じではないかと思うのです。資料の4のところを見ますと、口径別にしても多くは20mm辺りにかたまっており、大きな口径の比率は少ないので用途別を口径別に変える必要性がよく分かりません。その辺りも教えていただきたいと思います。

事務局 用途別から口径別に変えることによって、どこが違ってどうしようとしているのかというご質問で、委員からは用途別のままでも基本料金と従量料金の比率を変えることによって安定的な収入を確保できるのではないかというお話をいただきました。それはそのとおりなのですが、基本料金と従量料金の比率を変える、そして更に口径別にすることによってそれぞれの給水能力に応じた料金を頂戴しましょうということを加えたいと思っているものです。大半は20mmで同じではないかというお話についていえば、現実として20mmもあれば250mmもあり、250mmのところについてはそれなりに対応する配水管を布設しておりますので、その給水能力に応じた基本料金を頂戴したいと考えているということです。現行の料金では20mmであっても250mmであっても基本料金は同じになっておりますので、固定費の割り振りについて口径に応じたものに変えていくことで客観的公平性がとれるのではないかという考えです。

また、用途別を口径別に変えることだけによって、現行料金はどう変わるのかということがお示しできていなかったのはご指摘のとおりですが、後ほどのシミュレーションの中で、基本料金と従量料金の割合が同じでも用途別であるのと口径別であるのとでどう違うのかというのが若干出てまいりますので、そこで説明をさせていただけたらと思います。

委員 今の説明に関してですが、例えば資料の東大阪市の料金表で見ると分け方がきちりではないかもしれませんが、公共用とか業務用とか事業用とかに分けておられます。当然そのようなところは20mmではなく大きな口径のものが引かれていて、それに応じて料金も違う設定になっているということではないのでしょうか。そういった意味では本市の基本料金が20mmとその他の大口径と同

じというのはおかしいと思います。

事務局 東大阪市の場合は用途別を使っておられるのですが、用途を家事用、事業用とかに分けることによって、一定口径を分けておられるという意味では、用途別といいながら一部口径別の考え方も取り入れておられるというのは委員のおっしゃる通りだと思います。ただ、事業用と業務用の区別がどこにあるのかについて東大阪市にお聞きをしますと、従業員数で分けておられるとのことでしたので、人数の増減によって用途が変わるということだと本市の場合、なかなかそこまで調べきれませんので、口径別というのが一番分かりやすいのではないかと考えております。

委員 私は広告代理店で携帯電話の仕事をずっとしてきているので、ちょっと似ているなと思いましたのは、携帯電話もご存じのように基本料金と通話料というかたちでとられて、いろいろなプランを使用者がそれぞれ自分で設定されるということをやっています。基本的には使用者が納得をされて、いろいろなプランの中から選択をされ決めておられるというかたちをとっています。それがその使用者にとって一番有利かという話は別なのですが、納得されたというかたちは徹底してとってきました。それに比べますとやや分かりにくいと申しますが、言葉は悪いですが言い含められている、誤魔化されているというような気がしています。使用者に納得していただく努力ではないですがコミュニケーションというか、そういうものがないと使用者としてはよく分からないだろうと思います。ここで公平性があって合理的な価格設定であると説明をされて、事業者としては分からないことはないのですが、使用者の方はひょっとするとそうは思わないのではないかという疑念を持ちました。

部長 今のご指摘は重要だと思います。私の場合、携帯電話でどのプランにしますかという時に、どれが自分にとって一番お得ですかと聞いて決めているのが実態です。水道部内でもAプラン、Bプランというように、例えば高齢者のお一人住まいでしたらこのコースがお得ですよといったようなことも考えられないかと話をしたことがあるのですが、現実的にはなかなかそういうわけにはまいりませんで、やはり全体的に枠組みというものを決めてお示しをするということではなければ難しいかなと思っています。

今は概念的な話をさせていただいておまして、用途別、口径別の話が一つと基本料金と従量料金の割合をどうするかという二つの話があります。正直に申しまして影響の大きなものは後段の基本料金と従量料金の割合のお話です。用途別、口径別の話も、今は考え方ということでさせていただいています。

資料1 - 2の吹田市のところを見ていただきますと、用途というのが6つありますが実際のところは先程少し話がありましたように、小口専用というのが口径13mmのことです。このところは用途とありますが実態としては口径別になっているのです。一般専用は20mmから250mmまでいっぱい口径があり、集団住宅用というのは一つの棟で受水槽給水になっているところで受水槽の手前のところにメーターをつけてそのメーターに基づいて請求をしています。この場合、水道料金の計算方法は

その一棟に何戸あるのかということで戸数計算をしますので、実際には一般専用に準じたものとなっています。家事共用、公衆浴場用、臨時用といったものは0%とか0.1%というように数的にはものすごく少ないものですが、公衆浴場用については各市と同じように一定の配慮が必要であると思っており、年々減少し現在は7件くらいだと思いますがなくすわけにはいかないと考えています。臨時用についても工事用とか一時使用みたいなかたちでありますので、これもなくすわけにはいかないのかなと考えています。そういった意味では用途別を口径別にするといいましても実態的にはあまり変わらないようなかたちになってしまうのかなという気がしています。しかし、先程も議論がありましたように給水能力の違う大きな口径と小さな口径で基本料金が全く同じだということところがちょっと違うのではないかと考えた程度で考えていただけたらと思います。生活者の視点で申しますと基本料金と従量料金の割合を現在と同じにした場合、用途別から口径別にすると13mmとか20mmについては若干安くなります。現時点ではそのように考えていただけたら良いかと思えます。

影響が大きいのは次の基本料金と従量料金の割合です。資料3-1は棒グラフみたいなものがありまして、最後ののところまで今、基本料金の割合は大体20%から25%くらいになっていますが、基本料金が30%と書いてあります。資料3-2のところは特に数字は入れていないのですが、右下のところに囲みで例えばとして、給水量が何年間かで10%減少した場合を仮定して、今は基本料金2対従量料金8の設定でしたから従量料金8割のところから10%がかかってきますので8%料金収入が落ちると計算しています。実際には逓増制料金なのでもっと落ち込むことになります。これが従量料金6割の場合であれば、6割のところから10%がかかってきますので6%料金収入が落ちるといふ計算になります。ということで水量が落ちて料金収入が下がることが、少し緩和されるということが書いてあります。次に説明させていただきますが、先に委員から基本料金の比率を上げると結局生活者の少量使用のところぐっと上がるのではないかというお話がありましたが、正にそこに問題があります。原則、固定費が9割以上を占めますので、その点からは基本料金をもっと上げないといけないといいながらも4割程度を見ていますと申し上げました。その4割にしたらどの程度影響が出てくるのかについては次に出てきますので、その辺をこうあるべきではないかとか、本来はこういう方向にもっていかないといけないと思っているが、そうすると実際にはどうなるのかというようなところで是非ご議論いただけたらなと思っています。

会 長 ありがとうございます。部長の話がかなり後半部分にかかってきましたので、後半に移りたいと思いますが、とりあえず皆さんがおっしゃる、利用者が納得できる告知であるとか説明の仕方をすべきであるということ、きっちりと受け止めたかたちで次にまいりたいと思います。

そうしましたら、基本料金の割合を変化させた場合の体系別事例ということでご説明ください。

事務局 (説明)

会 長 ありがとうございます。益々難しくなってきますが、あくまでも例示ですけれども数字が出てきていますので、個別の数字にはこだわることなく、理解を深めるという意味で読み取っていた

だいて議論を進めていきたいと思います。何か質問等あればお願いいたします。

委員 資料4 - 2のところですが、基本水量が6 m³とあります。資料2 - 2を見ますと茨木市とか豊中市は基本水量なし、岸和田市は5 m³となっています。これがあるのとないのとで口径別の金額が変わってくるのかなと思いました。将来的に基本水量というものをいれて考えていくのかどうかというところが気になります。

事務局 今回の例示ということでは、あくまでも基本料金の比率を変えたらどうなるかということでお示しをさせていただきました。この基本水量につきましては部内でも議論をしており、この水量を残すのか否かということにつきましても後々お示しさせていただきたいと考えておりますが、今のところ基本的な考え方としましては生活用に関わる部分、すなわち口径20 mmくらいまででお使いいただくところについては基本水量を残すべきではないかと思っております。といいますのも水道事業の発端はそもそも衛生行政から始まっており、衛生的な生活を営んでいただくためには最低1か月で6 m³くらいは必要になるだろうという考え方がありますので、基本水量を設定していく方向で考えております。反対に250 mmのように大口径のところの基本水量が必要なのかということ言えば、現実的に大口径のところ現在の基本水量で済むところはありませんので、ないところに基本水量を設定する必要があるのかということになってまいります。その辺りも今後お示しさせていただきたいと思っております。

委員 お話を聞いていまして生活用には基本水量を残していただきたいと思いましたが、どうところが影響を受けるのか具体的なイメージができないので、所得の低い人に負担にならないか心配です。何回か前の会議で水道料金が払えていない方が何件かあるという話をお聞きしましたが、その辺りは所得が少なく払えないのか、それとも怠慢で納めておられないだけなのかお聞きしたいと思っております。また基本料金が安いというのは所得の低い人に対する配慮なのかなと勝手に思っていたので、そこを上げるという話で急激な変更にならないようにというようなことが第9次の答申の中にもあったように思いますので、どこのあたりに大きな影響が出るのか気になるところです。

事務局 水道料金をお支払いいただけなくて停水に至る件数の中で、どれだけ生活困窮者がいらっしゃるかというお尋ねですが、実際のところ平成25年度で657件停水しているわけですが、その中で生活困窮者がどれだけいらっしゃるかということは把握できておりません。それぞれの状況に応じてお支払いのご相談をさせていただくということで対応しております。

会長 これは調べるとなると時間がかかるのだと思いますが、多分この話を実施に向けて動くときには一番議論になるところだと思います。

我々の論理といいますか、今水道部からご説明があるのは今までがたくさん水を使っている人からサポートを受けていたので、水をたくさん使っていたときはそれで良かったのだけれど、これからだんだん減ってくるとそのサポートもままならないので、少量使用の方々にもちょっとは負担をしてくださという論理で言っているのですが、現実的に市民に対してオープンになった時にはその理由だけ

では多分弱いだろうなと思います。少量使用者の全員が全員、生活困窮者ではないにしてもやはりその多くが生活困窮者であるとは思いますが、そこに対して今の論理だけで突き進むのはちょっと危険だと思います。それ以上の論理あるいは場合によってはその人たち向けの手当て、サポートといったものがそろそろ併せて議論されるべきかなと私自身も思っています。水道部の見解がありましたらお聞かせください。

部 長 料金課長から停水処分の説明がありましたが、停水処分というのは何回か督促などをして6か月経過してもなお払っていただけない方に、いよいよ水道を止めないといけませんが大丈夫ですか、連絡してくださいというメモを入れて、それでも全然連絡のない場合にやむを得ず停水をするということになっています。水を止めるというのは言わば生活の根幹のところを止めるわけですから、本当に慎重にさせていただいております。そういう中で料金課長からは数字を持っていないから、分析ができていないからということで生活困窮者の把握はできておりませんとお答えをさせていただきましたが、私の感覚で言わせていただければ、届け出せずに転居されてしまっているケースが多くあると思います。使っていないあるいはほとんど家に帰っておられないケースで結局お支払いいただけない、そこで停水処分をするけれども何も言ってこられない、調べてみるとすでに引越しをされているというケースです。閉栓をしませんと水を使わなくても基本料金がかかりますから、どんどん滞納がたまっていくケースが結構あります。それ以外で停水処分になってもなお料金のお支払いがないというケースでは、状況が分かりませんのでとりあえず一報をいただき、まず相談をしていただくということで進めております。全額納めていただかないと停水解除しないということではなく、分割納付のお話もさせていただきながらいくらかでもお支払いをしていただき、その計画も持っていただくということで対応させていただいております。更に生活困窮で大変だということであれば福祉部局と連携を取りながら、福祉の方からの援助も受けていただくといったことも考えさせていただいております。そういう点では、基本水量までしか使っていないという人が滞納をしているようなケースはほとんどないように思います。そうではなくて実際に滞納されている方はしっかり使っておられるのにお支払いをいただけないというケースが結構あると思います。生活困窮者に対する対応というものは水道料金の設定もそうなのですが、実際にどういうふうな対応をしていくかといったことも大きくかわってくるのかなと思っております。生活の問題でいいますと現行基本水量部分で税抜きメーター料を除いて650円ですが、それが本当に払えないくらい大変だという方であれば生活保護を受けていただくとかといった等々の道がございます。生活保護の算定基礎の中には水・光熱費というのも含まれており、そう意味ではきちんと払っていただけるような社会的保障というものはあるのかなと思っております。その中でも本市の水道料金というのは府下でも非常に安く設定されておりますので、その辺を全体のバランスを取りながら考えていかないといけないと考えております。

委 員 そうしましたら料金改定をしたからといって生活困窮の方が増えるとか、例えば口径が150mmがどのような事業者が分かりませんが経営が行き詰って料金が払えないというところが増

えるというような心配はないということですね。

事務局 生活者への配慮というお話は、水道料金を考える上でやはり一番大変なところになってくるのかなと思っております。ただずっとお示しをさせていただいておりますように、件数のところでは1か月30m³未満が87%ほどになっており、口径20mmで1か月30m³未満の使用量の生活用と考えられるところは全体の8割くらいと思われま。そういうことですのでこれからの水道事業を支えていくためには、そのところの生活者の方々にもやはり支えていただくことが必要になってくると私たちは考えております。厳しいということは十分承知はしておりますが、やはりここをご理解いただいで皆さんで支えていただくということでないかと水道事業が立ち行かないのではないかと考えております。しかし、それでもなおそこに何らかの配慮ができないのかなという思いも残りますので、どういことができるのかということを考えていくというのが我々の仕事だと思っております。今回はこういう細かいお話をさせていただきましたが、水道料金を改定する際にはいろいろなことを考え、その組み合わせによって最善のところを探し出したいという思いがあります。少し難しい話で申し訳ないのですが今後もこういった話をさせていただき、ご意見をいただきながら最善のところを探し当てたいと考えておりますのでご理解いただけたらと思っております。

部長 20mmとか何mmとかよく分からないなということですが、ほとんどの人は20mmだと思ってください。昔からのおうちにお住まいの方は13mmです。25mmは二世帯住宅であるとかニュータウンで大きな家を構えておられるところなどであるといった感覚で良いかと思ひます。あと大きな口径でいいますと、100mmでは全部で46件あります。半分くらいは小学校で、後はちょっと大きな建物、例えば公共の施設やホテル、商業施設などです。150mmでいいますと中学校、大きな会社、大学、病院など9件あります。200mmでは大学、250mmは3件、大きな工場、大学、病院となっています。そう意味では一般的にいいですと生活者から見て直接には関係のないところという認識で良いかと思ひます。そういうような大口径のところでは使用水量が少ないということはありませんので、たくさん使っているところというところでは、

会長 実際に進めていくにあたって口径や使用水量を見て、委員からお話のあったような問題が起らないかを精査せよというご指摘であると理解すればいいのではないかと思ひます。心配する必要がないところはもういいですよというご指摘だと思ひます。ありがとうございます。

大分時間が押し迫ってきましたけれども、何かご意見がありましたらお願いいたします。率直な感想でも結構です。

委員 難しいのですが、参考資料の折れ線グラフの推計2というのは例の4対6に照らし合わせて見たら良いのですね。この表を見る限り、基本料金の650円が1,040円に上がったところで収益がどんと増えるわけではないということは、家庭に急激な負担がかかるというわけではなく、この後水量が減っていくということ考えた上での試算であると考えたら良いのでしょうか。

事務局 今ご質問いただきましたのは参考資料の第9次経営審議会の第11回会議資料よりとい

うところのグラフだと思えます。基本料金の部分が上がっているのに給水収益は少し落ちているので、どう見たら良いのかというご質問かと思えます。今回お示しをしました事例というのは、あくまで平成25年度決算の給水収益55億円を変えないことを前提に、基本料金と従量料金の割合を組み替えた場合にこうなりますということをお示ししたものです。事例1であっても事例2であっても現行であっても、この体系で最終的に得られる収入は55億円で試算をさせていただいたものです。そういった中でこの割合を変えることによって、将来的な推計はこう変わりますというグラフなのです。実際の話でいいますと、水量は右肩下がりであるが毎年0.5%ずつ下がっております。反対に契約件数、戸数の方はこのところ年々1%くらい増えている状況です。吹田の場合、人口は微増でなおかつ1世帯当たりの人数が減る中、水道を使いますよという契約件数は1%台で増えていっており、今後も増えていくと見込んでおります。また1世帯当たりの人数は現在2.2人くらいだったと思えますがこれからまだまだ落ち込んでいくと思えます。そういったことを前提にした場合、水量の落ち込みに対する従量料金部分の落ち込みがひどくなるのと、そうでないものとを比べますとこういう推計になるということでございます。

会 長 この審議会で各委員の方にご理解をいただくというステップと、この委員会でもよくご指摘をいただいているように、オープンにした時に市民の方々にご理解をいただくというステップを、それぞれ分けながらそれぞれにおいて説明の方法を考えていただけたらと思えます。

委 員 最初のころは分かりにくかったのですが、いろいろ説明をいただいて大分理解が進んできましたが、用途別の中で一般専用が90%以上あるということで、特に用途別という用をなしていないのではないかと思います。

そこで口径別ということになると思うのですが、この4の資料を見せていただきますと、口径別でありなおかつ基本料金と従量料金の割合を4対6にすることによって収入が安定するという仕組みと、この現行とを比べますと基本水量6³に対する基本料金が650円が1040円、30³を使うと逆に安くなる数字となっていますので少量使用の方は確かに上がりますが、そう極端ではないように思われます。そういう理解の仕方で良いのでしょうか。

事 務 局 資料4-2の金額のところをご覧になってご発言をいただきました。それでいいますとご指摘のとおり30³くらいのところで下がってしまうということですが、これは今の給水収益55億円を変えないということでシミュレーションを行っておりますので、従量料金部分が少なくなることによって下がってしまうということです。30³未満の水量のところでは値上がりになるということで具体的な数字も出してあります。6³のところでは650円が1,040円なり1,000円なりというのが高いとみるのが安いとみるのかというのは、少し難しい問題となるのかなと思っております。率で見ると高いですが、金額でいいますとそれをどう見るのかが大きなポイントではないかと思っております。今、金額だけで見ればさほどではないというご意見をいただけたのかなと思っておりますが、金額で見た場合と率で見た場合に果たしてこれで良いのかという判断が出てくるのではないかと思います。

ております。このところを改定の際には見ていかなければなりませんし、他市の値上げの時の説明を見てみますと、例えば150円値上げをしたらペットボトル1本分ですよというような説明をされているところもあります。ペットボトル1本分の150円が高いのか安いのかというあたりがこれから焦点になってくるのかなという感じがしております。

委員 ありがとうございます。それで4-3の資料ですが、この値上げといいますか総体的に見ると府下でも非常に安いところになるのですよね。

会長 仮にこの数字をそのまま使うとすれば、確かに30㎡ではそうなのですが、6㎡のところなどは府下でも高い水準になるというところが問題になるかと思います。

委員 私は電気料金というのがどういうシステムになっているのかわからないのですが、本来自分が使った量だけ、つまり1㎡に対する料金というものがあれば1掛けるいくらか、100使えば100掛けるいくらかということで、そのいくらかというのが同じ金額であれば平等の原則からいってもやりやすいのではないかと思います。どうでしょうか。

会長 基本料金とか従量料金というのはいわば作る側の論理ですよ。

委員 作る側はコストの削減に努めても原価は必要であるわけですから、皆が同じ条件ですよというようなものが本来、吹田の中であるべきかなというような気がしたのですが。

部長 詳しくはわからないのですが、電気料金にしても電話料金にしてもガスもそうでしょうが、基本的な考え方は二部料金制ではないかと思っています。つまり基本料金という土台の部分と使えば使うだけどうなるのかというところの従量料金です。我々一般家庭でいえば電圧などはほとんど皆一緒だと思うのですが、昔の家ではクーラーとかをつけたらブレーカーが飛んでしまうというようなことがあり、そういう意味でいうと家に入ってくる電気の電圧がどうかというベースの問題があると思います。事業者などの高圧受電とか低圧受電とかいう切り分けもございませう。また、これだけを使いますよというのを前提に申し込んで、それを確保するために電力会社の方は配線を考えたり、いろいろな設備投資もして全体の電気の運用を考えているというわけですから、もともとのベースが違ってきますので、基本の料金も違いますし従量料金も違います。そういう点では皆統一をしてはということですが、水道であれ電気であれガスであれ、施設産業としてもともとベースになるところのものを、あなたのところはこれだけ必要だということでそれに合った施設を作らなければならないという意味から、二部料金制という設定になっているのではないかと考えております。

今は水道料金全体の設計の話をしていただいています。本当は生活用の20mmのところだけ議論していれば分かりやすいとは思いますが、審議会ですので料金体系であるとか、料金改定する際に全体的に見直しをする必要があるということで、全部を一緒にしてお話をしていますのでなかなか分かりにくい部分があるかと思っています。

また先程副会長からありました、基本料金が現行のままの割合で口径別にしたらどうなるのかという話が出ていないというご指摘でしたが、今計算をしてみました。ここに書いてあります20mm、

50mm、150mmだけで申し上げますと、今の割合である基本料金が2.5割の場合、20mmから250mmまで基本料金が650円ですが、単純に口径別にしますと20mmで625円とちょっと下がります。50mmは4,250円、150mmでいうと42,312円ということになります。そんなふうに大きい口径のところは少し負担がかかるので、20mmでは少し安くなるということです。先程私が申しましたように、割合を変えることで大きな影響を及ぼすということです。4-2の資料のところでは給水収益を55億円のままとしてお示しをされており、6m³で650円が例2であれば1,000円となるので1.5倍くらいになっています。料金改定となればこのところに改定率がかかるわけですから、仮に10%の改定とすると1.7倍くらいになりますし、20%改定ですと85%アップになります。確かに金額で見ればそれほどではないという話はあるのですが、率で見ると相当な上がり方になりますので、その辺りをどう考えていくのかという問題はあります。

会長 ありがとうございます。他に何かございませんか。よろしいでしょうか。私の進行がまずく15分ほど超過しましたが、ここで本日の議論を終わりたいと思います。最後に「その他」ということで事務局、お願いいたします。

事務局 長時間にわたりご議論、ありがとうございます。体系の話ということで日頃なかなかない話で、分かりづらいところもあったとは思いますが、どうぞ今後ともご審議のほどよろしくお願いいたします。次回以降もこの体系のところに残っております部分のパーツの話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次回ですが、先程正副会長ともご相談させていただきまして、6月9日(火)午後1時30分この場所でということで予定をさせていただきたいと思います。是非ご都合をつけていただきまして、ご出席の方よろしくお願いいたします。

会長 どうもありがとうございました。それでは本日の経営審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。